

# 物部川水系河川整備基本方針 本文新旧対照表

令和8年6月26日

国土交通省 水管理・国土保全局

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
1	<p data-bbox="427 443 792 480">物部川水系河川整備基本方針</p> <p data-bbox="510 1018 707 1054">平成19年3月</p> <p data-bbox="499 1098 723 1134">国土交通省河川局</p>	<p data-bbox="1328 443 1693 517">物部川水系河川整備基本方針 (変更案)</p> <p data-bbox="1424 1018 1592 1054">令和 年 月</p> <p data-bbox="1301 1098 1720 1134">国土交通省 水管理・国土保全局</p>	

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
2	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 . . . . . 1</p> <p>（1）流域及び河川の概要 . . . . . 1</p> <p>（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 . . . . . 5</p> <p>    ア 災害の発生防止又は軽減 . . . . . 6</p> <p>    イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 . . . . . 8</p> <p>    ウ 河川環境の整備と保全 . . . . . 8</p> <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項 . . . . . 11</p> <p>（1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 . . . . . 11</p> <p>（2）主要な地点における計画高水流量に関する事項 . . . . . 12</p> <p>（3）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 . . . . . 13</p> <p>（4）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 . . . . . 14</p> <p>（参考図）物部川水系図 <span style="float: right;">巻末</span></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 . . . . .</p> <p>（1）流域及び河川の概要 . . . . .</p> <p>（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 . . . . .</p> <p>    ア 災害の発生防止又は軽減 . . . . .</p> <p>    イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 . . . . .</p> <p>    ウ 河川環境の整備と保全 . . . . .</p> <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項 . . . . .</p> <p>（1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 . . . . .</p> <p>（2）主要な地点における計画高水流量に関する事項 . . . . .</p> <p>（3）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 . . . . .</p> <p>（4）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 . . . . .</p> <p>（参考図）物部川水系図</p>	

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	物部川は、その源を高知県香美市の白髪山（標高1,770m）に発し、途中、上韮生川、舞川、川の内川等を合わせ西流し、香美市神母ノ木において香長平野に出て南流し、南国市物部において太平洋に注ぐ、幹川流路延長71km、流域面積508km <sup>2</sup> の一級河川である。	物部川は、その源を高知県香美市の白髪山（標高1,770m）に発し、途中、上韮生川、舞川、川の内川等を合わせ西流し、香美市神母ノ木において香長平野に出て南流し、南国市物部において太平洋に注ぐ、幹川流路延長71km、流域面積508km <sup>2</sup> の一級河川である。	
5	その流域は、高知県中部に位置し、南国市、香南市、香美市の3市からなり、流域の土地利用は山地等が約88%、水田や畑地等の農地が約10%、宅地等の市街地が約2%となっている。	その流域は、高知県中部に位置し、南国市、香南市、香美市の3市からなり、 <b>流域の関係市町の人口は、昭和55年（1980年）と令和2年（2020年）を比較すると約10万人と変化はないものの、高齢化率は15.0%から33.1%に大きく変化している。</b> 流域の土地利用は山地等が約85%、水田や畑地等の農地が約9%、宅地等の市街地が約4%となっている。	・時点更新 ・人口と高齢化率の推移を追記
6	流域内には、下流部右岸沿いの高知龍馬空港をはじめ、国道55号、195号、土佐くろしお鉄道等の基幹交通施設が存在し、交通の要衝となっている。また、合同堰から河口までの下流域には、高知県最大の穀倉地帯である香長平野が広がり、野菜を中心とする施設園芸や稲作が盛んである。さらに、剣山国定公園、別府峡等があり豊かな自然環境に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	流域内には、下流部右岸沿いの高知龍馬空港をはじめ、国道55号、195号、土佐くろしお鉄道等の基幹交通施設が存在し、交通の要衝となっている。また、合同堰から河口までの下流域には、高知県最大の穀倉地帯である香長平野が広がり、野菜を中心とする施設園芸や稲作が盛んである。さらに、剣山国定公園、別府峡等があり豊かな自然環境に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	
7	物部川流域は、上流域として白髪山をはじめとする急峻な山地から成り、中流域として永瀬ダムより下流の本川沿いには河岸段丘地形が続き、下流域として合同堰より下流は、広い扇状地が形成されている。河床勾配は、上流域は約1/40、中流域は約1/145、下流域は約1/280の急流河川である。	物部川流域は、上流域として白髪山をはじめとする急峻な山地から成り、中流域として永瀬ダムより下流の本川沿いには河岸段丘地形が続き、下流域として合同堰より下流は、広い扇状地が形成されている。河床勾配は、上流域は約1/40、中流域は約1/145、下流域は約1/280の急流河川である。	
8	流域の地質は、本川上流部の流路に沿って走る仏像構造線によって、左岸側の四万十帯と右岸側の秩父帯とに分けられる。四万十帯は砂岩がち互層、秩父帯は帯状に分布する砂岩・泥岩の互層や凝灰岩等から構成されている。また、本川流路沿いは、仏像構造線により破碎を受けており、崩壊しやすい地質となっている。	流域の地質は、本川上流部の流路に沿って走る仏像構造線によって、左岸側の四万十帯と右岸側の秩父帯とに分けられる。四万十帯は砂岩がち互層、秩父帯は帯状に分布する砂岩・泥岩の互層や凝灰岩等から構成されている。また、本川流路沿いは、仏像構造線により破碎を受けており、崩壊しやすい地質となっている。	

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
9	流域の気候は太平洋岸式気候に属し、日本でも有数の高温多雨地帯となっており、年平均降水量は約2,800mmに達している。	流域の気候は太平洋岸式気候に属し、日本でも有数の高温多雨地帯となっており、年平均降水量は約3,000mmとなっている。	・時点更新
10	物部川の上流域は峻険なV字谷となっており、別府峡や轟 <sup>とどろ</sup> の滝といった優れた景勝地が見られる。特に源流は自然豊かであり剣山国立公園に指定されている。こうした自然環境を背景に、カワセミ等の清澄な溪流に生息する鳥類、ムカシトンボ等の昆虫類や、国の天然記念物であるニホンカモシカ等の哺乳類、オオダイガハラサンショウウオ等の両生類、アマゴ等の魚類が生息している。	物部川の上流域は峻険なV字谷となっており、別府峡や轟 <sup>とどろ</sup> の滝といった優れた景勝地が見られる。特に源流は自然豊かであり剣山国立公園に指定されている。こうした自然環境を背景に、山林や清涼な溪流に国指定天然記念物のカモシカ等の哺乳類、イシヅチサンショウウオ等の両生類、カワセミ等の鳥類、サツキマス（アマゴ）等の魚類が生息している。	・表現の適正化
11	永瀬ダムから合同堰までの中流域では、河道沿いには河岸段丘が形成され、棚田が広がっている。連続するダムの湛水域には、コイ等の魚類が生息している。	永瀬ダムから合同堰までの中流域では、河道沿いには河岸段丘が形成され、棚田が広がっている。大半がダムの湛水域であることから、広大な水面と緩やかな流れが形成され、緩やかな流れを好むカワムツの他、オイカワ、ウグイ等の魚類等が生息している。	・表現の適正化
12	合同堰から河口までの下流域では、交互砂州が形成されており、流水による攪乱や乾湿の差が大きい環境となっている。そうした自然環境にあって、砂礫地にはカワラヨモギ等の河原固有の植物が生育し、河岸にはツルヨシ、アカメヤナギ等が生育している。草地には、ホオジロ等の鳥類が多く見られる。また、湧水・伏流水に起因するワンドは、トンボ類やカエル類等の生息場となっている。水域には、アユ、ウグイ等の回遊性の魚類が生息し、瀬はアユの産卵場となっている。	合同堰から河口までの下流域では、交互砂州が形成されており、カワラヨモギ、ツルヨシ等の他、カワデシヤ、ミゾコウジュ等の重要種も生育している。礫河原はイカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖場、早瀬はアユ等の回遊魚の生息・産卵場となっている。また、ワンド・たまり、複雑な水際、細流は、重要種のギンブナやトサシマドジョウ等の魚類の生息場、ササゴイ等の鳥類の採餌場となっている。	・表現の適正化
13	河口部では湿地、灌木地等多様な環境が形成されている。河口部一帯はシギ・チドリ類等の渡り鳥の越冬地や休憩地、ミサゴ等の猛禽類の採餌場、砂礫地はコアジサシ等の集団繁殖地となっている。また、止水・緩流を形成している水辺にはヨシ等が生育し、オオヨシキリ等が生息している。また、汽水性のボラ、マハゼ等が生息している。	河口部には、干潟、砂礫地、ヨシ原、ワンド・たまり、細流等の多様な環境が形成されており、河口部一帯はシギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地、カモ類の越冬地、ミサゴ等の猛禽類の採餌場となっている。また、水域には重要種のアシシロハゼ等のハゼ科魚類等が生息している。	・表現の適正化
14		なお、特定外来生物として魚類ではオオクチバス、ブルーギル、植物ではオオフサモ、オオキンケイギク等が確認されており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。	・外来生物情報を追記

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
15	物部川の下流域の河道は、かつては流路が一定せず洪水のたびに氾濫を繰り返し、流域に甚大な被害を与えてきた。物部川の治水事業は、江戸時代初期（1664年）に、土佐藩家老職の野中兼山が山田堰を建設し、香長平野にかんがい用水路網を整備するとともに、高知城下までの舟運のための舟入川の開削と併せて、堰下流の両岸に堤防を築き流路の固定を行ったことに始まったといわれている。これにより、ほぼ現在に近い河道となったが、堤防は弱小であり、出水のたびに流失と復旧を繰り返してきた。	物部川の下流域の河道は、かつては流路が一定せず洪水のたびに氾濫を繰り返し、流域に甚大な被害を与えてきた。物部川の治水事業は、江戸時代初期（1664年）に、土佐藩家老職の野中兼山が山田堰を建設し、香長平野にかんがい用水路網を整備するとともに、高知城下までの舟運のための舟入川の開削と併せて、堰下流の両岸に堤防を築き流路の固定を行ったことに始まったといわれている。これにより、ほぼ現在に近い河道となったが、堤防は弱小であり、出水のたびに流失と復旧を繰り返してきた。	
16	物部川の本格的な治水事業は、大正・昭和初期の相次ぐ出水を契機として、昭和21年から直轄事業として改修工事に着手したことに始まる。計画高水流量は、神母ノ木地点で5,400m <sup>3</sup> /sとする計画とした。その後、昭和25年に永瀬ダムの建設を含めた計画を決定し、昭和32年に物部川総合開発事業の一環として永瀬ダムを竣工した。この計画では、神母ノ木地点で基本高水のピーク流量5,400m <sup>3</sup> /sとし、660m <sup>3</sup> /sを永瀬ダムで調節して、計画高水流量を4,740m <sup>3</sup> /sとした。昭和43年には、深淵地点を基準地点として工事実施基本計画を策定し、基本高水のピーク流量と計画高水流量をそのまま踏襲し、現在に至っている。	物部川の本格的な治水事業は、大正・昭和初期の相次ぐ出水を契機として、昭和21年（1946年）から直轄事業として改修工事に着手したことに始まる。計画高水流量は、神母ノ木地点で5,400m <sup>3</sup> /sとする計画とした。その後、昭和25年（1950年）に永瀬ダムの建設を含めた計画を決定し、昭和32年（1957年）に物部川総合開発事業の一環として永瀬ダムを竣工した。この計画では、神母ノ木地点で基本高水のピーク流量5,400m <sup>3</sup> /sとし、660m <sup>3</sup> /sを永瀬ダムで調節して、計画高水流量を4,740m <sup>3</sup> /sとした。昭和43年（1968年）には、深淵地点を基準地点として工事実施基本計画を策定し、基本高水のピーク流量と計画高水流量をそのまま踏襲した。	・西暦追記
17		その後、平成9年（1997年）の河川法の改正に伴い、平成19年（2007年）には物部川水系河川整備基本方針を策定し、昭和47年（1972年）7月洪水、平成5年（1993年）7月洪水、平成17年（2005年）9月洪水等の既往洪水について検討した結果、基本高水のピーク流量を基準地点深淵において5,400m <sup>3</sup> /sとした。また、河道への配分流量については、過去の経緯を踏まえ、既存施設等を最大限有効活用したうえで、堤防への負荷を現状より増やさない範囲で流量の増加を図ることとし、4,900m <sup>3</sup> /sに変更した。	・現行河川整備基本方針の策定を追記
18		平成22年（2010年）には物部川水系河川整備計画を策定した。 物部川では戦後最大流量を記録した昭和45年（1970年）8月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点深淵における目標流量を4,600m <sup>3</sup> /sとし、このうち既設ダムにより400m <sup>3</sup> /sを調節することによって、河道への配分流量を4,200m <sup>3</sup> /sとした。	・現行河川整備計画の策定を追記

	物部川水系河川整備基本方針（平成 19 年 3 月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
19		また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を受けて、平成 27 年（2015 年）12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 28 年（2016 年）に「物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」を組織し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国・県・市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、避難・水防対策の検討・協議を行うなど、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進している。	・水防災意識社会再構築に関する取組の追記
20		令和 2 年（2020 年）5 月には、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により物部川水系治水協定が締結され、流域内にある 3 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し、水害発生の防止に取り組んでいる。	・治水協定・洪水調節機能の強化の追記
21		<p>また、近年の気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ、治水対策を抜本的に強化するため、令和 2 年（2020 年）8 月に物部川流域治水協議会を設立し、令和 3 年（2021 年）3 月に「物部川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、流域の保水・貯留・遊水機能の向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進している。さらに、流域治水の取組を加速化・深化させるため、令和 6 年（2024 年）9 月には「物部川水系流域治水プロジェクト 2.0」を策定・公表した。</p> <p>具体的な取組として、既設ダムの有効活用、多様な主体による森林の整備・保全、避難計画の作成、森林分野の技術者拡充、雨水貯留施設の整備等を推進している。</p> <p>なお、流域治水プロジェクトを進めるにあたっては、多様な機能を有する流域内の自然環境をグリーンインフラとして活用し、治水対策における多自然川づくりや自然環境の保全・再生、川を活かしたまちづくりの取組により、水害リスクの低減に加え、生態系ネットワークの形成や魅力ある地域づくり等に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の影響の整理</li> <li>・流域治水プロジェクトの追記</li> </ul>
22	現在までの主要な工事としては、地盤高が低く氾濫時に影響の大きい右岸側を中心に、築堤、高潮堤防、既設堤防の補強、水制の設置等の工事を行ってきた。さらに、中小洪水においても局所洗掘等による護岸崩壊が発生しており、高水敷造成及び水制工等の設置による局所洗	現在までの主要な工事としては、地盤高が低く氾濫時に影響の大きい右岸側を中心に、築堤、引堤、高潮堤防、既設堤防の補強、水制の設置等の工事を行ってきた。さらに、中小洪水においても局所洗掘等による護岸崩壊が発生しており、高水敷造成及び水制工等の設置による	・近年の工事を追記

	物部川水系河川整備基本方針（平成 19 年 3 月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	掘対策を行ってきた。	局所洗掘対策を行ってきた。	
23	<p>河川水の利用については、古くから農業用水として利用されており、藩政時代につくられた山田堰等の 8 堰が、昭和 40 年代初めから昭和 50 年代にかけて統廃合され、現在は、合同堰及び統合堰からの取水を中心に、総かんがい面積約 4,780ha に及ぶ耕地のかんがいに利用されている。また、発電用水としても利用され、治水・かんがい・発電の多目的ダムとして建設した永瀬ダムのほか、吉野ダム、杉田ダムを含め、現在 6 箇所の発電所により最大出力約 6.4 万 kw の発電が行われている。</p> <p>物部川の近 30 年間（昭和 50 年～平成 16 年）の杉田地点における、概ね 10 年に 1 回程度の規模の濁水流量は 5.64m<sup>3</sup>/s であり、近年も頻繁に取水制限等の濁水調整が行われている。また、下流の河川流量が少なくなり、瀬切れの発生により、魚類等の生息環境や人と川とのふれあい活動に影響が生じている。</p>	<p>河川水の利用については、古くから農業用水として利用されており、藩政時代につくられた山田堰等の 8 堰が、昭和 40 年代初めから昭和 50 年代にかけて統廃合され、現在は、合同堰及び統合堰からの取水を中心に、総かんがい面積約 3,368ha（慣行水利権除く）に及ぶ耕地のかんがいに利用されている。また、発電用水としても利用され、治水・かんがい・発電の多目的ダムとして建設した永瀬ダムのほか、吉野ダム、杉田ダムを含め、現在 6 箇所の発電所により最大出力約 6.4 万 kw の発電が行われている。</p> <p>物部川の近 30 年間（平成 4 年（1992 年）～令和 3 年（2021 年））の杉田地点における、概ね 10 年に 1 回程度の規模の濁水流量は 6.70m<sup>3</sup>/s であり、近年も頻繁に取水制限等の濁水調整が行われている。また、下流の河川流量が少なくなり、瀬切れの発生により、魚類等の生息環境や人と川とのふれあい活動に影響が生じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点更新</li> <li>・西暦追記</li> </ul>
24	<p>水質については、物部川においては本川の日の出橋上流ならびに上葦生川は AA 類型、日の出橋から河口までは A 類型となっている。全川で環境基準を満足しているものの、上流での山腹崩壊等にもとない、中、下流域では、濁水の長期化が問題となっている。</p>	<p>水質については、物部川においては本川の日の出橋上流ならびに上葦生川は AA 類型、日の出橋から河口までは A 類型となっている。全川で環境基準を満足しているものの、上流での山腹崩壊等にもとない、中、下流域では、濁水の長期化が問題となっている。</p>	
25	<p>河川の利用については、上、中流域は、キャンプ場や自然と触れあう場として利用されている。下流域では、運動場・公園・緑地等として地域住民の憩いの場となっているほか、スポーツ大会やイベント等にも利用されている。さらに水面の利用では、アユ等を対象とした釣り人も多く、アユを保全するための取り組みも行われている。</p>	<p>河川の利用については、上、中流域は、キャンプ場や自然と触れあう場として利用されている。下流域では、運動場・公園・緑地等として地域住民の憩いの場となっているほか、スポーツ大会やイベント等にも利用されている。さらに水面の利用では、アユ等を対象とした釣り人も多く、アユを保全するための取組も行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> </ul>
26	（2）河川の総合的な保全利用に関する基本方針	（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
27	<p>物部川水系では洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図る。また、物部川の自然豊かな河川環境と別府峡をはじめとした緑と河川が織りなす河川景観を保全、継承するとともに、地域の個性と活力や物部川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。</p>	<p>物部川水系は、高知県最大の穀倉地帯である香長平野を流れ、香美市、南国市、香南市の産業基盤を担っているほか、流域内には、下流部右岸沿いの高知龍馬空港をはじめ、国道 55 号、195 号、土佐くろしお鉄道等の地域の産業を支える交通網が存在するなど重要な地域を抱える。一方で、広大な水田が広がる香長平野は、洪水氾濫が拡散しやすい河川である。このため、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害等に対し、人命を守り、経済被害を軽減し、地域住民が安心して</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備基本方針の根幹の考え方の追記</li> <li>・気候変動の影響を考慮する観点</li> </ul>

	物部川水系河川整備基本方針（平成 19 年 3 月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>て暮らせるように社会基盤の整備を図るとともに、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。下流平野部の市街地には、資産・インフラが集積することを踏まえ、気候変動による外力の増大に対しては、河道の流下能力の向上に加えて上流部から下流部までの流域全体で貯留・遊水機能の確保を図る。併せて、防災に強いまちづくりや避難体制の強化、田んぼダムなど流域全体のあらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な取組を推進するため、流域の関係者間の理解や合意形成を推進する取組の実施や自治体等が実施する取組の支援を行う。</p> <p>更に、物部川の自然豊かな河川環境と別府峡をはじめとした緑と河川が織りなす河川景観を保全、継承するとともに、地域の個性と活力や物部川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、国・県をはじめとする関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開し、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指す。</p> <p>想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り、経済被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫被害をできるだけ減らすよう河川等の整備を図る。さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体のあらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、関係者の合意形成を推進する取組の実施や、自治体等が実施する取組の支援を行う。</p>	<p>を追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域治水の観点の追記</li> <li>・表現の適正化</li> </ul>

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
28		<p>本川及び支川の整備にあたっては、上下流バランスや背後地・河川利用状況等を考慮し、沿川の土地利用の将来像と一体となった貯留・遊水機能の確保を考慮した整備を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。</p> <p>そのため、大臣及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において自治体等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図る。加えて、地域住民との合意形成の下、沿川における保水・貯留・遊水機能の確保や市町等による土地利用規制や立地の誘導等と特定都市河川浸水被害対策法に基づく措置との調整を図り、関係機関と連携し、流域治水の深化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・59より移動</li> <li>・水系一貫の河川整備の観点の追記</li> <li>・特定都市河川について追記</li> </ul>
29		<p>気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測・調査を継続的に行い、官学が連携して気候変動による流域の降雨・流出特性や上流から下流への洪水の流下特性、降雨量や流況等の変化、河川生態や水利用等への影響の把握に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の影響に関するモニタリングについて追記</li> </ul>
30		<p>併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝えられる人材の育成に努める。また、環境教育や防災教育の取組を継続し、防災等に関する人材育成に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の観点の追記</li> </ul>
31	<p>このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史・文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整</p>	<p>このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史・文化並びに河川環境の保全・創出等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> </ul>

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	
32	治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。	水のもたらず恩恵を享受できるよう、関係する行政等の公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携して、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森林・河川・農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、及び、安定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。	・水循環基本計画を踏まえた表現の修正
33	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このために、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全、並びに地域経済の活性化やにぎわいの創出の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このために、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させるよう努める。	・にぎわいの創出の観点、予防保全のメンテナンスサイクルの確立に関する追記
34	また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。	山腹崩壊、みお筋の固定化、河口砂州形成などの土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、堰の施設管理者や砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査研究に取り組む。また、総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの面においても重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえて、過剰な土砂流出を抑制するための砂防堰堤の整備、河川生態系の保全、安定した河道の維持に向けた適切な土砂移動の確保など河床の動的平衡の確保に努め、流域全体での総合的な土砂管理について、国、県などの関係部局が連携して取り組む。なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対策を実施	・総合土砂管理の観点の拡充

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		していく。	
35	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 災害の発生の防止又は軽減	
36	災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行う。その際、関係機関と調整しながら、効果的な操作ルールの採用、ダム放流能力の向上等を図る。	災害の発生の防止又は軽減に関しては、 <b>背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、河道や沿川の状況等を踏まえ、流域や沿川の土地利用、沿川地域の水害リスクの状況、河川空間や河川水の利活用、土砂移動の連</b> <b>続性や生物・物質循環、物部川の豊かな自然環境等に配慮し、それぞれの地域特性に適した治水対策を講じ、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させる。</b>	・河川整備の留意点の拡充 ・42へ移動
37	また、自然豊かな河川環境の保全にも十分配慮しながら、堤防の新設、堤防の引堤、河道掘削等により河積を増大させ、計画規模の洪水を安全に流下させる。特に、急流河川特有の流水の強大なエネルギーにより引き起こされる洗掘や侵食に伴う破堤被害等を防ぐため、高水敷造成及び水制工や護岸の整備等の必要な対策を行うとともに、背後に高知龍馬空港や高知大学等の重要施設を控える堤防について拡築することにより、堤防の強化を図る。 さらに、河口部では高潮対策を実施する。	<b>これらの方針に沿って、堤防の新設・拡築及び河道掘削により河積を増大させるとともに、上流から下流部において新たな貯留・遊水機能を確保することにより洪水調節を行う。これらの洪水調節施設と河川整備等により、基本高水を安全に流下させる。</b> <b>また、洪水時に流下阻害の一因となっている堰、橋梁等の横断工作物の改築については、関係機関と調整・連携を図りながら、必要な対策を実施する。</b> <b>併せて、急流河川特有の流水の強大なエネルギーにより引き起こされる洗掘や侵食に伴う破堤被害等を防ぐため、高水敷造成及び水制工や護岸の整備等の必要な対策を行う。</b>	・表現の適正化
38	河道掘削等による河積の確保にあたっては、河道の維持等に配慮するとともに、上流からの土砂供給や河道への堆積状況等を監視・把握しながら計画的に実施し、あわせて適切な維持管理を行う。	河道掘削等による河積の確保や護岸の整備にあたっては、 <b>長期的な河道の安定・維持、河川環境の保全・創出等に配慮することにより、物部川の動植物の生息・生育・繁殖環境や特徴的な環境である水際環境、淵の保全・創出を図る。また、河川利用等との調和に配慮するなど良好な河川空間の形成を図る。</b> <b>また、洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の水位の縦断変化、洪水時の河床変動や河床の土砂動態等について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を計画的に実施する。</b>	・表現の適正化 ・河川環境への配慮事項の追記
39	急流河川に起因する局所洗掘による護岸崩壊等が発生していることを踏まえ、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに河川空間監視カメラによる監視の実施等の施		・53へ移動

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	設管理の高度化、効率化を図る。また、永瀬ダムについては、維持補修を適切に行うとともに、堆砂対策を行うことによりダム機能の維持を図る。		
40	河道内の樹木については、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るため、計画的な伐採により適正な管理を行う。		・52へ移動
41	河口閉塞の発生による河口水位のせき上げを防止するため、アユ等の遡上等河川環境面にも配慮し、河口砂州の定期的な維持管理を行うとともに、抜本的な対策の検討を行う。		・54へ移動
42		<p>また、貯留・遊水機能の確保など洪水調節機能の強化に当たっては、沿川の土地利用の将来像を踏まえるとともに、遊水地を設置する場合には、ネイチャーポジティブに配慮するなど環境の保全・創出を図る。さらに、降雨の予測技術の活用や観測網の充実等に必要なデータ連携を図るなど、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進により、洪水調節機能の強化を図るとともに、河川生態や水利用等にも寄与する方策を検討していく。</p> <p>流域内の洪水調節施設については、洪水調節関係機関と調整しながら、効果的な操作ルールを採用、ダム放流能力の向上等を図る。既存ダム等の最大限活用にあたっては、施設管理上の負担軽減にも留意するものとする。</p>	<p>・洪水調節機能強化の観点の追記</p> <p>・36より移動</p>
43		<p>段階的な河川整備の検討に際しては、さまざまな洪水が発生することも想定し、基本高水に加え可能な限り発生が予測される降雨パターンを考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等において、氾濫の被害対象をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、関係機関との連絡調整を図る。</p>	<p>・気候変動により発生が予想される降雨分布への対応の追記</p>
44		<p>想定最大規模を含めた基本高水を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国の機関・県・氾濫域を含む流域7市町・流域内の企業や住民等、あらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、</p>	<p>・57より移動</p> <p>・水害に強い地域づくりの観点の</p>

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策に当たっては、中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定等、多段階のハザード情報を活用していく。</p>	追記
45		<p>氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や田んぼ・ため池等の雨水の貯留・遊水機能の状況の把握やその機能の保全に向けた取組についても関係機関と協力して進め、これらの情報を流域の関係者と共有し、より多くの関係者の取組への参画及び効果的な対策の促進に努める。</p>	<p>・関係機関や地域住民、民間企業と連携した推進について追記</p>
46		<p>また、被害対象を減少させるために、多段階のハザード情報を流域の関係者に提供するとともに、関係する市や県の都市計画・建築部局等がハザードの要因や特徴等を理解し、地域の持続性を踏まえ土地利用規制や立地を誘導する等の水害に強い地域づくりの検討がなされるよう技術的支援を行う。</p>	<p>・関係機関や地域住民との連携する内容について追記</p>
47		<p>被害の軽減、早期復旧・復興のために、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップや災害対応タイムラインの作成・活用の支援、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援、避難行動に資する情報発信の強化等により、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。さらに、既往洪水における水防活動との連携実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報や長時間水位予測の充実、水防活動との連携強化、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実を図る。</p> <p>災害被害を軽減するためには、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという自助・共助・公助等の精神のもと、市長による避難指示等の適切な発令、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動の支援、円滑な応急活動の実施、関係市との連携による高台や避難路の整備等を促進し、地域防災力の強化を推進する。</p> <p>デジタル技術の導入と活用で、個人の置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう、地域住民の理解促進</p>	<p>・関係機関や地域住民と連携した活動の推進についての追記</p> <p>・58より移動・統合</p>

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		に資する啓発活動の推進、地域住民も参加した防災訓練等による避難の実行性の確保を、関係機関や地域住民等と連携して推進する。	
48		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・流木を考慮した浸水想定区域を作成し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。	・土砂・洪水氾濫の対策の取組を追記
49		緩勾配となる下流部の低平地等、内水被害の著しい地域においては、気候変動による降雨分布の変化を注視し、河道や沿川の状況等を踏まえ、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。また、河川管理者や関係自治体が保有する排水ポンプ等の活用に加え、雨水管渠等の排水施設の整備、流出抑制に向けた保水・貯留機能を確保する対策、土地利用規制や立地の誘導、内水氾濫によるリスク分析やその情報の共有等、自治体を実施する内水被害の軽減対策や民間建築物の耐水対策に必要な支援を実施する。	・内水被害軽減対策と必要な支援の追記
50	物部川流域は「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による津波への対応等の地震防災を図るため、堤防の耐震対策や構造物の適正な機能確保等を講ずる。	物部川流域は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、地震動と直後に来襲する津波等による被害の発生が危惧される。 河川津波対策にあたっては、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すものとする。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財	・地震、津波対策の観点の追記

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。 また、高潮対策については、海岸管理者と連携して必要に応じて気候変動による影響を考慮した対策とする。	
51		また、洪水・地震・津波防災のため、堤防の耐震対策や構造物の機能維持等を図るとともに、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。	・防災について追記
52		なお、河道内の樹木については、樹木による障害が洪水位に与える影響を十分把握し、河川環境の保全・創出に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るための計画的な伐開等の適正な管理を行う。	・40より移動 ・表現の適正化
53		特に急流河川に起因する局所洗掘による護岸崩壊等が発生していることを踏まえ、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに河川空間監視カメラによる監視の実施等の施設管理の高度化、効率化を図る。また、永瀬ダムについては、維持補修を適切に行うとともに、堆砂対策を行うことによりダム機能の維持を図る。	・39より移動
54		河口閉塞の発生による河口水位のせき上げを防止するため、アユ等の遡上等河川環境面にも配慮し、河口砂州の定期的な維持管理を行うとともに、抜本的な対策の検討を行う。	・41より移動
55		堤防、樋門、水門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握する。 また、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、河川管理施設の無動力化及び遠隔操作化や河川監視カメラによる河川等の状況把握、施設管理の高度化、効率化を図る。また、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県の河川管理者間の連携強化に努める。	・河川管理施設、維持管理の連携強化の追記
56		加えて、流域対策の検討状況や科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更	・治水対策に関する改

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		なる治水対策の改善を図る。	善の考え方の追記
57	また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じ対策を実施する。		・44へ移動
58	洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、ハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練等により、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。		・47へ移動・統合
59	本川及び支川の整備にあたっては、下流平野部において人口・資産が集積しており、特に右岸側については、一度氾濫すると広範囲に氾濫水がおよび被害が甚大となることに留意して、右岸側の整備を優先した上で、本支川及び上下流間バランス等を考慮しつつ、この地域の開発状況や整備の進捗状況等を十分に踏まえて、水系一貫した河川整備を行う。		・28へ移動・統合
60	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
61	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、既設ダムの有効活用を図るとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。 また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、既設ダムの有効活用を図るとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。 また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。さらに、気候変動の影響による渇水の頻発化、降雨量や流況の変化等の把握に努め、対策及び体制の検討を図るとともに、関係機関との連携・調整に努める。	・気候変動による流況の変化等の把握の観点の追記
62	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
63	河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と物部川との関わりを考慮しつつ、物部川の流れが生み出した良好な自然環境	河川環境の整備と保全・創出に関しては、これまでの流域の人々と物部川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、生物の多様性が向上す	・表現の適正化

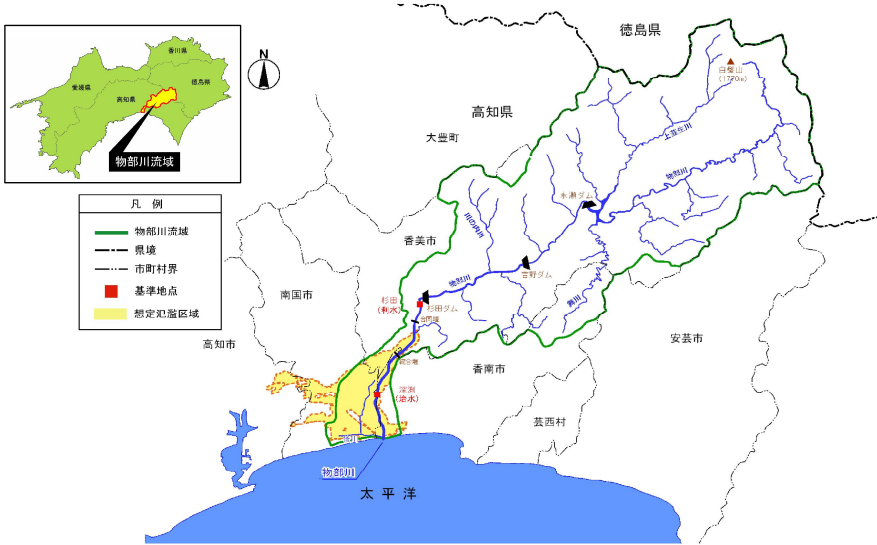
	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。	<p>ることを目指して良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に継承する。</p> <p>このため、物部川流域の自然的、社会的状況を踏まえ、土砂動態にも配慮しながら、ネイチャーポジティブの観点からも、河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全・創出を図るとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減を図り、良好な河川環境の維持を図る。</p> <p>また、劣化若しくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生・創出を図る。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「創出」追記</li> <li>・土砂動態の追記</li> <li>・ネイチャーポジティブの観点について追記</li> </ul>
64		<p>魚道等の維持管理や、横断的な連続性を確保するための落差解消等の取り組みを行い、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下流や支川、流入水路等との連続性の維持・確保を図るとともに、治水対策として実施する河道掘削や浸食対策等に際して、アユ等が生息・繁殖する早瀬やイカルチドリ等が生息・繁殖する礫河原等を生態系ネットワークの形成に寄与するグリーンインフラとして、保全・創出する。</p> <p>さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成など、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系ネットワークについて追記</li> </ul>
65		<p>河川環境の保全・創出の実施にあたっては、当該河川環境の目標を見据え、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握しながら、重要種を含む多様な動植物を育む礫河原、瀬・淵、ワンド・たまり、水際植生等の定期的なモニタリングによって生息場及び動植物の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本とする。また、新たな学術的な知見も取り入れながら生物の生活史全体を支える環境の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の生息・生育・繁殖環境について追記</li> <li>・学術的な知見の観点を追記</li> </ul>
66		<p>なお、特定外来生物等の生息・生育・繁殖が確認され、在来生物への影響が懸念される場合は関係機関等と連携し、適切な対応を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物への対</li> </ul>

	物部川水系河川整備基本方針（平成19年3月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
			応の追記
67	<p>動植物の生息地・生育地の保全については、上流域のアマゴやオオダイガハラサンショウウオ等が生息する自然豊かな清流の保全に努める。下流域ではアユ等の産卵場や生息場となる瀬の保全、カワラヨモギ等の河原固有の植物が生育する砂礫地の保全、トンボ類やカエル類の生息場となる湧水・伏流水に起因するワンドの保全、渡り鳥の越冬地や中継地、ミサゴ等の猛禽類の採餌場となる河口域一体の保全に努める。</p>	<p>動植物の生息地・生育地の保全については、物部川上流域の国指定天然記念物のカモシカ等の哺乳類、イシツチサンショウウオ等の両生類、カワセミ等の鳥類、サツキマス(アマゴ)等の魚類等の生息する山林や清涼な溪流の保全を図る。物部川中流域では、カワムツ等の魚類等の生息する緩流域の保全を図る。</p> <p>物部川下流域では、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖環境となる礫河原やアユ等の生息・繁殖環境となる早瀬の保全・創出を図る。また、ギンブナ、トサシマドジョウ、ササゴイ等、多様な種の生息環境となるワンド・たまり、複雑な水際、細流の保全・創出を図る。河口部では、シギ・チドリ類やアシシロハゼ等の多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている砂礫地やワンド等の広い開放水面、汽水域の代表的な環境であるヨシ原や干潟を保全する。</p>	・表現の適正化
68	<p>良好な景観の維持・形成については、広い砂礫河原、溪谷等多様な河川景観の保全に努める。</p>	<p>良好な景観の保全・創出については、広い砂礫河原、溪谷等多様な河川景観の保全を図る。また、自治体の景観計画等と整合・連携し、観光資源や貴重な憩いの空間としての水辺景観の保全・創出を図る。</p>	・表現の適正化 ・景観の保全・創出を追記
69	<p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史・風土・文化を形成してきた物部川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備、保全を図る。また、水辺空間に対する多様なニーズを踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める。</p>	<p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境へ配慮しつつ、流域の人々の生活の基盤や歴史・風土・文化を形成してきた物部川の恵みを活かしつつ、自然環境との調和を図りながら、川や自然とのふれあい、散策、スポーツ、水遊び、サイクリング等の河川利用、環境学習の場の整備・保全を図る。</p> <p>その際、高齢者をはじめとして誰もが安心して川や自然に親しめるようユニバーサルデザインに配慮する。また、沿川自治体が立案する都市計画等の地域計画と連携・調整を図り、水辺空間や河川敷地利用に関する多様なニーズを十分反映する等、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進する。</p>	・表現の適正化 ・多様なニーズを踏まえ追記
70	<p>水質については、河川の利用状況、沿川流域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関係事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努める。また、濁水とその長期化を改善するため、関係機関と連携し、土砂流出の抑</p>	<p>水質については、河川の利用状況、沿川流域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関係事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努める。また、濁水とその長期化を改善するため、関係機関と連携し、土砂流出の抑</p>	・表現の適正化 ・総合土砂に関する記

	物部川水系河川整備基本方針（平成 19 年 3 月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>制等の流域対策等を推進するとともに、ダムでの濁水の有効な排出方法の検討を行う。</p> <p>河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育環境の保全に十分配慮するとともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。</p> <p>また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。</p>	<p>制等の流域対策等を推進するとともに、<b>ダムにおける</b>濁水の有効な排出方法の検討を行う。</p> <p><b>総合的な土砂管理の観点も踏まえ、流域全体の総合的な取組を推進する。</b></p> <p>河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育・<b>繁殖</b>環境の保全に十分<b>考慮</b>するとともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。</p> <p>また、環境に関する情報収集やモニタリングを<b>関係機関と連携しつつ</b>適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、<b>得られた情報については地域との共有化に努める。</b></p>	載を追記
71	<p>地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。物部川は花火大会等のイベント、スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場として利用されていることも踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。</p>	<p><b>さらに、川と流域が織り成す風土・文化・歴史を踏まえ、地域住民や団体、関係機関との連携を強化し、</b>地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。物部川は花火大会等のイベント、スポーツ、レクリエーション<b>など</b>地域住民の憩いの場として利用されていることも踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃<b>や</b>河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。</p>	・表現の適正化
72	<p>2. 河川の整備の基本となるべき事項</p> <p>(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項</p>	<p>2. 河川の整備の基本となるべき事項</p> <p>(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項</p>	
73	<p>物部川の基本高水は、昭和 47 年 7 月洪水、平成 5 年 7 月洪水、平成 17 年 9 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点深淵において 5,400m<sup>3</sup>/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 500m<sup>3</sup>/s 調節して、河道への配分流量を 4,900m<sup>3</sup>/s とする。</p>	<p>物部川の基本高水は、昭和 47 年 (1972 年) 7 月洪水、平成 5 年 (1993 年) 7 月洪水、平成 17 年 (2005 年) 9 月洪水、平成 19 年 (2007 年) 7 月洪水、平成 26 年 (2014 年) 8 月洪水、平成 30 年 (2018 年) 7 月洪水等の既往洪水について検討し、<b>気候変動により予測される将来の降雨量等の増加等を考慮した結果、</b>そのピーク流量を基準地点深淵において <b>6,900m<sup>3</sup>/s</b> とし、このうち流域内の洪水調節施設等により <b>2,000m<sup>3</sup>/s</b> 調節して、河道への配分流量を 4,900m<sup>3</sup>/s とする。</p>	<p>・気候変動の考慮を追記</p> <p>・流量を変更</p> <p>・西暦追記</p>
74		<p><b>なお、気候変動の状況やその予測に係る技術、知見の蓄積や流域の土地利用や保水・貯留・遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上など、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件</b></p>	・気候変動を踏まえた記載を追記

	物部川水系河川整備基本方針（平成 19 年 3 月）	物部川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																				
		が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。																					
75	<p>基本高水のピーク流量等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>洪水調節施設による調節流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>河道への配分流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物部川</td> <td>深淵</td> <td>5,400</td> <td>500</td> <td>4,900</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)	物部川	深淵	5,400	500	4,900	<p>基本高水のピーク流量等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>洪水調節施設等による調節流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>河道への配分流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物部川</td> <td>深淵</td> <td>6,900</td> <td>2,000</td> <td>4,900</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設等による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)	物部川	深淵	6,900	2,000	4,900	・基本高水のピーク流量、洪水調節施設等による調節流量の変更
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)																			
物部川	深淵	5,400	500	4,900																			
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設等による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)																			
物部川	深淵	6,900	2,000	4,900																			
76	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項																					
77	<p>計画高水流量は、深淵において 4,900m<sup>3</sup>/s とし、その下流は河口まで同流量とする。</p> <p>物部川計画高水流量図</p> <p>(単位：m<sup>3</sup>/s)</p>	<p>計画高水流量は、上流域での貯留・遊水機能等を踏まえた上で基準地点深淵において 4,900m<sup>3</sup>/s とし、その下流は河口まで同流量とする。</p> <p>物部川計画高水流量図</p> <p>(単位：m<sup>3</sup>/s)</p>	・表現の適正化																				

78	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項																													
79	<p>本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする</p> <p style="text-align: center;">主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1" data-bbox="174 419 1046 715"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口又は合流点からの距離 ※ (km)</th> <th>計画高水位 T. P. (m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">物部川</td> <td>深瀬</td> <td>3.6</td> <td>16.70</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>河口</td> <td>0.0</td> <td>2.20 ※2</td> <td>610</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) T. P. : 東京湾中等潮位  ※ 基点からの距離  ※2 計画高潮位</p>	河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 ※ (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	物部川	深瀬	3.6	16.70	340	河口	0.0	2.20 ※2	610	<p>本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする</p> <p style="text-align: center;">主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1077 419 1948 715"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口又は合流点からの距離 ※ (km)</th> <th>計画高水位 T. P. (m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">物部川</td> <td>深瀬</td> <td>3.6</td> <td>16.70</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>河口</td> <td>0.0</td> <td>4.35</td> <td>610</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) T. P. : 東京湾中等潮位  ※ 基点からの距離</p>	河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 ※ (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	物部川	深瀬	3.6	16.70	340	河口	0.0	4.35	610	<p>・表現の適正化</p>
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 ※ (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																											
物部川	深瀬	3.6	16.70	340																											
	河口	0.0	2.20 ※2	610																											
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 ※ (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																											
物部川	深瀬	3.6	16.70	340																											
	河口	0.0	4.35	610																											
80		<p style="color: red;">計画高潮位については、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて設定を行う。</p>	<p>・気候変動による潮位の影響について追記</p>																												

81	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	
82	<p>物部川における杉田地点から下流の既得水利は、農業用水として最大約 15.9m<sup>3</sup>/s の取水がある。</p> <p>これに対し杉田地点における過去 43 年間(昭和 37 年～平成 16 年)の平均低水流量は約 11.9m<sup>3</sup>/s、平均濁水流量は約 7.5m<sup>3</sup>/s である。</p> <p>杉田地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、かんがい期概ね 18m<sup>3</sup>/s、非かんがい期おおむね 10m<sup>3</sup>/s とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、物部川本川の水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。</p>	<p>物部川における杉田地点から下流の既得水利は、農業用水として最大約 15.5m<sup>3</sup>/s の取水がある。</p> <p>これに対し杉田地点における過去 59 年間(昭和 37 年(1962 年)～令和 3 年(2021 年))の平均低水流量は約 12.0m<sup>3</sup>/s、平均濁水流量は約 7.6m<sup>3</sup>/s である。</p> <p>杉田地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、かんがい期概ね 18m<sup>3</sup>/s、非かんがい期おおむね 10m<sup>3</sup>/s とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、物部川本川の水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時点更新</li> <li>・ 西暦追記</li> </ul>
83	 <p>(参考図) 物部川水系図</p>	 <p>(参考図) 物部川水系図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定氾濫区域を削除</li> </ul>